

# 南陽市ごみ処理基本計画

令和5年3月

南 陽 市

# 目 次

## 第1章 基本的事項

- 1 ごみ処理基本計画見直しの背景と目的…………… 1
- 2 一般廃棄物処理計画の構成…………… 1
- 3 本計画の位置付け…………… 2
- 4 関連計画との整合性…………… 2
- 5 実行計画（区域施策編）との関連性…………… 3
- 6 計画期間…………… 5
- 7 計画対象区域…………… 5
- 8 本計画が対象とする廃棄物の範囲…………… 6

## 第2章 南陽市の概況

- 1 南陽市の地域特性…………… 7

## 第3章 ごみ処理の概要及び課題

- 1 本市のごみ処理の概要…………… 10
- 2 本市のごみ処理フロー…………… 11
- 3 分別収集する一般廃棄物及び分別の区分…………… 12
- 4 ごみ処理の実績…………… 13
- 5 課題…………… 18

## 第4章 ごみの発生量及び処理量の見込み

- 1 将来人口の予測…………… 19
- 2 1人1日あたりの排出量の算定…………… 20
- 3 ごみ発生量の将来予測…………… 21
- 4 削減目標…………… 23

## 第5章 ごみの減量化、再資源化のための取組

- 1 基本方針…………… 27
- 2 基本方針に基づく市・市民・事業者の取組…………… 28

## 第6章 ごみ処理に関する基本的事項

- 1 収集計画…………… 32
- 2 収集・運搬…………… 33
- 3 中間処理計画…………… 33
- 4 最終処分計画…………… 34
- 5 ごみ処理施設の整備…………… 35

# 第1章 基本的事項

## 1 ごみ処理基本計画見直しの背景と目的

近年、国では2018（平成30）年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。また、2022（令和4）年4月のプラスチック資源循環促進法の成立等、廃棄物処理に関する情勢が日々変化しています。

本市では、2018（平成30）年4月に「南陽市ごみ処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、本計画及び本計画を推進するために毎年度策定する「南陽市一般廃棄物処理実施計画」に基づき、一般廃棄物の適正処理及び減量化等を進めてきました。今後も市民の生活環境を保全するため、一般廃棄物の適正処理を長期的・総合的な視点において本計画に基づき進めていかなければなりません。

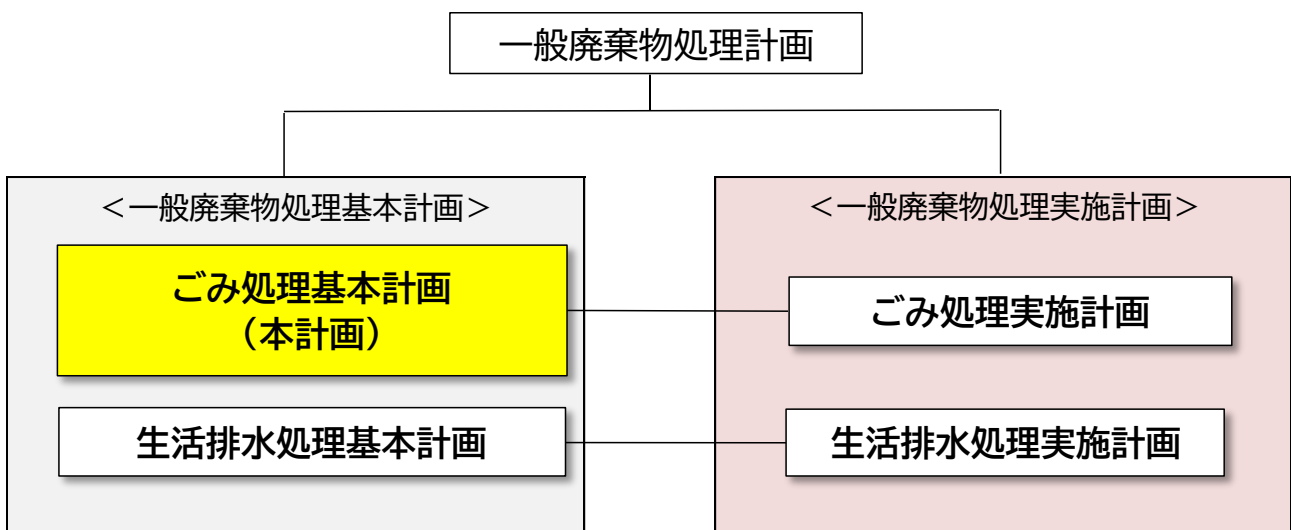
本計画の計画期間は、2018（平成30）年度から2027（令和9）年度までの10年間であり、概ね5年毎に改定することとしているため見直しを行うものです。本計画策定時からの変動や日々変化する社会情勢に対応した計画とします。

## 2 一般廃棄物処理計画の構成

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第6条第1項において、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない」とされています。

一般廃棄物処理計画は一般廃棄物の処理に関する基本的な事項や長期的な方針について定める本計画及び生活排水処理基本計画があり、それぞれ当該基本計画の実施のために各年度の事業について定める実施計画とで構成されています。一般廃棄物処理計画の全体図及び基本計画と実施計画の関係を図1-1に示します。

図1-1 一般廃棄物処理計画の構成



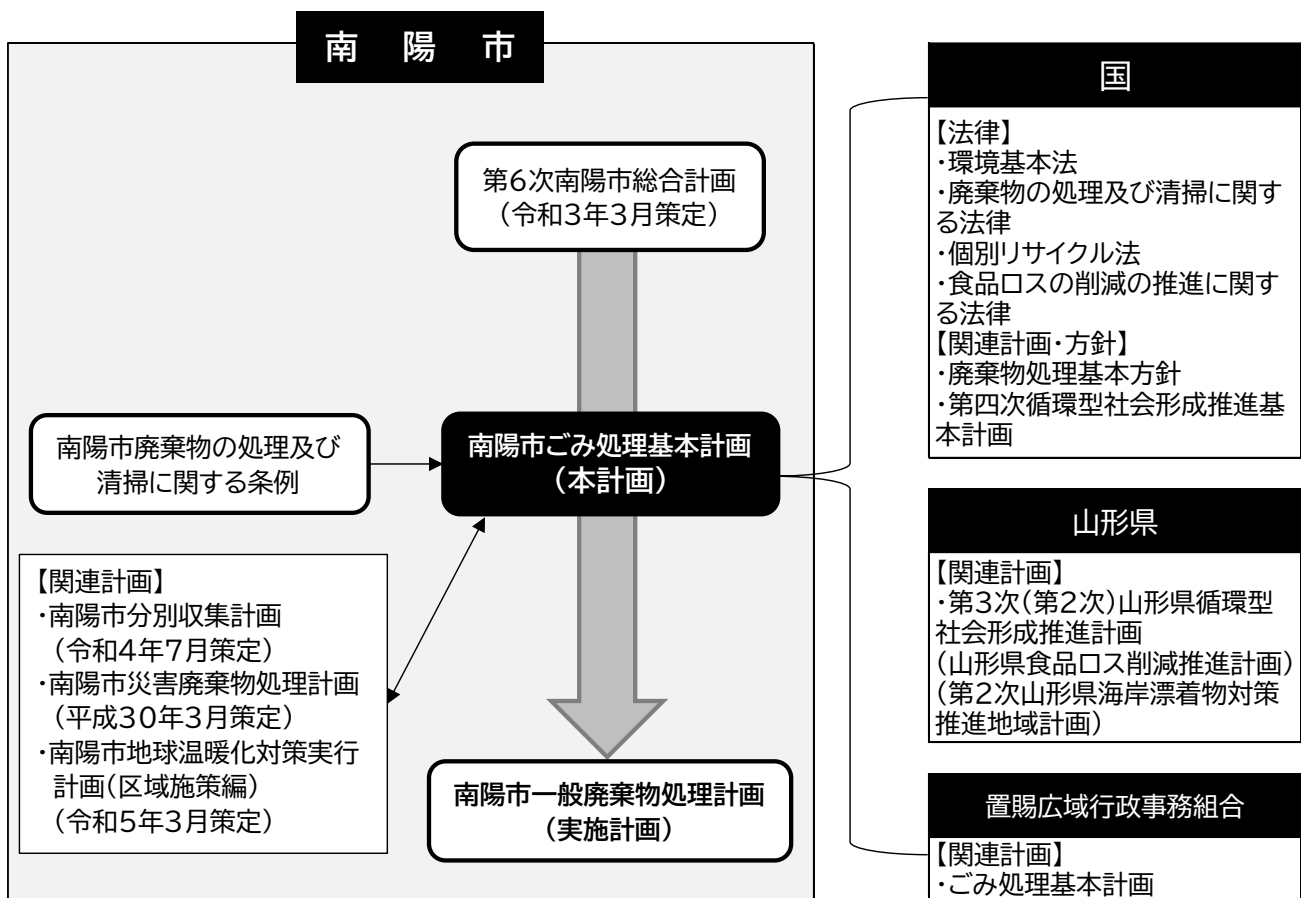
### 3 本計画の位置付け

本計画は、国や県の関係法令・指針及び「南陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「実行計画（区域施策編）」という。）」を始めとする本市の諸計画において定められる廃棄物処理行政に関する施策や廃棄物処理の基本的な方針及び目標を定めるものです。本計画に基づく具体的な廃棄物処理の方策については、毎年度策定する実施計画である南陽市一般廃棄物処理実施計画で示していきます。

また、本計画は食品ロスの削減の推進に関する法律第 13 条の規定による市町村食品ロス削減推進計画としても位置付け、統合的に策定するものです。

図 1-2 に関連する計画等との位置付けを示します。

図 1-2 関連する計画等との位置付け



### 4 関連計画との整合性

本計画の見直しにあたっては、第 3 次（第 2 次）山形県循環型社会形成推進計画（山形県食品ロス削減推進計画・第 2 次山形県海岸漂着物対策推進地域計画）、第 6 次南陽市総合計画及び実行計画（区域施策編）を始めとする本市の関連計画との整合性を図るものとします。

また、本市を含む置賜管内 3 市 5 町のごみ処理施設を保有する置賜広域行政事務組合のごみ処理基本計画との調整も踏まえた計画とします。

## 5 実行計画（区域施策編）との関連性

2023（令和5）年3月に策定した実行計画（区域施策編）では、基本方針として「循環型社会の形成」を掲げており、家庭及び事業所からのごみの減量化を推進するとともに、温室効果ガスの排出を抑制するため、プラスチックごみの資源化の推進や、紙ごみやその他の資源物の分別回収を徹底することとしています。

以下に実行計画（区域施策編）より本計画と関連性を持つ部分を抜粋します。

### ●南陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

#### 基本方針4 循環型社会の形成

##### 施策4-1 ごみの減量化の推進

###### ●市の取組

###### (1) ごみを出さない、ごみを減らす取組の徹底

市の事務事業においてはリサイクル製品等のグリーン購入の積極的な実施に努めます。ごみを発生させない工夫を啓発し、学校や地域社会の場において、出前講座や環境教育、環境学習に積極的に取り組みます。多量排出事業者に対しては、ごみ減量化推進計画などの作成を指導します。

また、家庭からの生ごみ減量を推進するため、コンポストや電気式生ごみ処理機の購入を奨励し、補助金を交付します。

###### (2) 食品ロス対策

食べ残しや食べずに直接廃棄することを減らすため、食品の計画的購入や冷蔵庫の整理について、周知・啓発します。フードシェアリングサービス\*の推進やフードドライブ\*の実施など食品ロス削減に向けた取組を進めていくとともに、啓発に努めます。

##### 施策4-2 ごみの資源化の推進

###### ●市の取組

###### (1) プラスチックごみの削減

使い捨てプラスチック製品の使用を控えるほか、プラスチック製容器包装やペットボトルの出し方を啓発し、商品が入っていた容器や包装でプラマークのあるものは資源として「ペット・プラ」の日に出し、可燃ごみとしないことを徹底・周知します。

また、「プラスチック資源循環促進法」に基づき、製品プラスチックの分別回収を検討します。

###### (2) その他の資源物の分別回収の徹底

古紙、布類、缶類（アルミ缶・スチール缶・スプレー缶）、ガラスびんの分別回収を徹底します。特に可燃ごみに混入しやすい菓子箱などの雑紙を可燃ごみとせず、資源ごみとして出すよう周知します。家庭ごみの分別区分冊子等により、市民・事業者のごみの適切な分別を促進します。

\*フードシェアリングサービス：食品ロス削減に関する取組の1つ。何もしなければ廃棄されてしまう商品を消費者のニーズとマッチングさせることで食品ロスの発生や無駄を減らす仕組み。

\*フードドライブ：家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動。

●指標

指標項目	現状 2018 (平成 30) 年度	目標 2030 (令和 12) 年度
市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量※	479g	393g
生ごみ処理機購入補助件数 (累計)	537 件	734 件
リサイクル率 (資源化率) ※	12%	27%

※印の指標項目については、「南陽市ごみ処理基本計画」に基づき、現状を 2016 (平成 28) 年度、目標年度を 2027 (令和 9) 年度とします。

●市民・事業者・行政の取組

取組内容	市民	事業者	行政
ごみを出さない、ごみを減らす取組の徹底	●	●	●
食品ロス対策・削減	●	●	●
詰替え可能な商品の購入	●	●	●
製品・設備の長期間の使用	●	●	●
ごみに関連する講座・学習活動の推進	●	●	●
生ごみの発生抑制	●	●	●
ごみの出にくい製品の製造・販売・選択	●	●	●
プラスチックごみの削減	●	●	●
その他の資源物の分別回収の徹底	●	●	●
ごみ分別ルールの厳守・適正処理の徹底	●	●	●
資源回収活動への参加・協力	●		
マイバッグ・マイボトル・簡易包装の推進	●	●	●
商品の再使用	●	●	●
再資源化された商品の購入・グリーン購入の実践	●	●	●
リサイクル製品・エコマーク商品等の販売促進・選択	●	●	●


資料：南陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）より抜粋

## 6 計画期間

本計画期間は 2018（平成 30）年度から 2027（令和 9）年度とし、基準年度を 2016（平成 28）年度とします。

また、関係法令や制度の改正、廃棄物処理に関する情勢が大きく変化した場合は、状況を把握するとともに適宜見直しを行い、必要に応じて新たな対策を講じます。

図 1-3 計画期間のイメージ

項目	年 度							
	2016 年度 (平成 28 年度)	...	2018 年度 (平成 30 年度)	...	2022 年度 (令和 4 年度)	...	2027 年度 (令和 9 年度)	
期間中の項目	基準年度		計画開始		計画 見直し		目標年度	
計画期間								

## 7 計画対象区域

本計画の対象区域は、環境省「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、本市全域とします。（行政区  
域面積 160.52 km<sup>2</sup>）

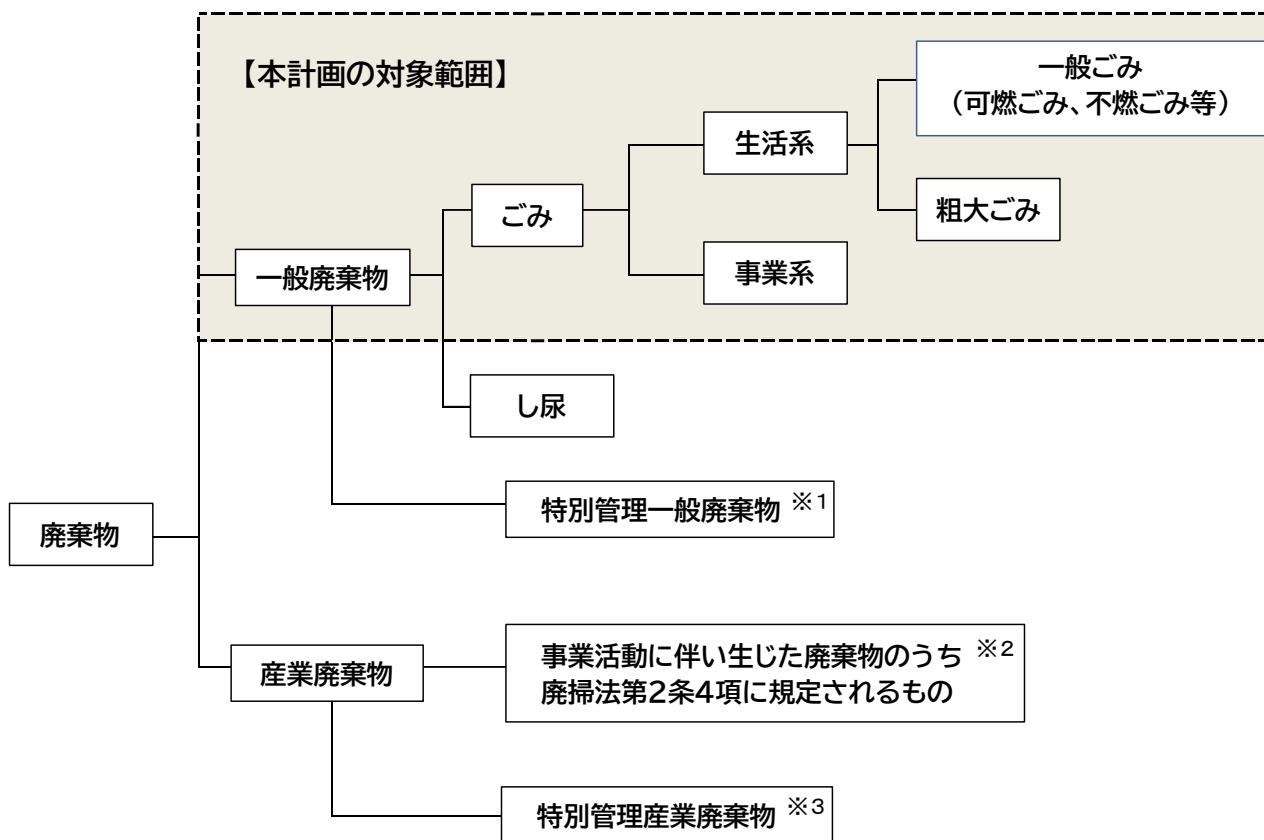
## 8 本計画が対象とする廃棄物の範囲

廃棄物は、大きく「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の2つに区分されます。本計画の対象は、この「一般廃棄物」のうち、「し尿」と「特別管理一般廃棄物※1」を除くごみとなり、生活系（一般家庭から発生するごみ）と事業系（会社や店舗など事業活動に伴い発生するごみ）に分けられます。

廃掃法第6条の2において「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。」とされており、一般廃棄物については市町村に処理責任があり、一般廃棄物の処理に関して市町村は安定的かつ効率的に処理しなければならないものとなっています。

図1-4に、本計画が対象とする廃棄物の範囲を図示します。

図1-4 本計画が対象とする廃棄物の範囲



※1 爆発性、毒性、感染症その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの（PCB 使用部品、煤塵、廃水銀、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物のこと）

※2 紙くず、木くず、繊維くず、動物・植物に係る固形状の不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、鋳さい、動物の糞尿、動物の死体、煤塵、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの

※3 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの（廃油、廃アルカリ、感染性産業廃棄物）



## 第2章 南陽市の概況

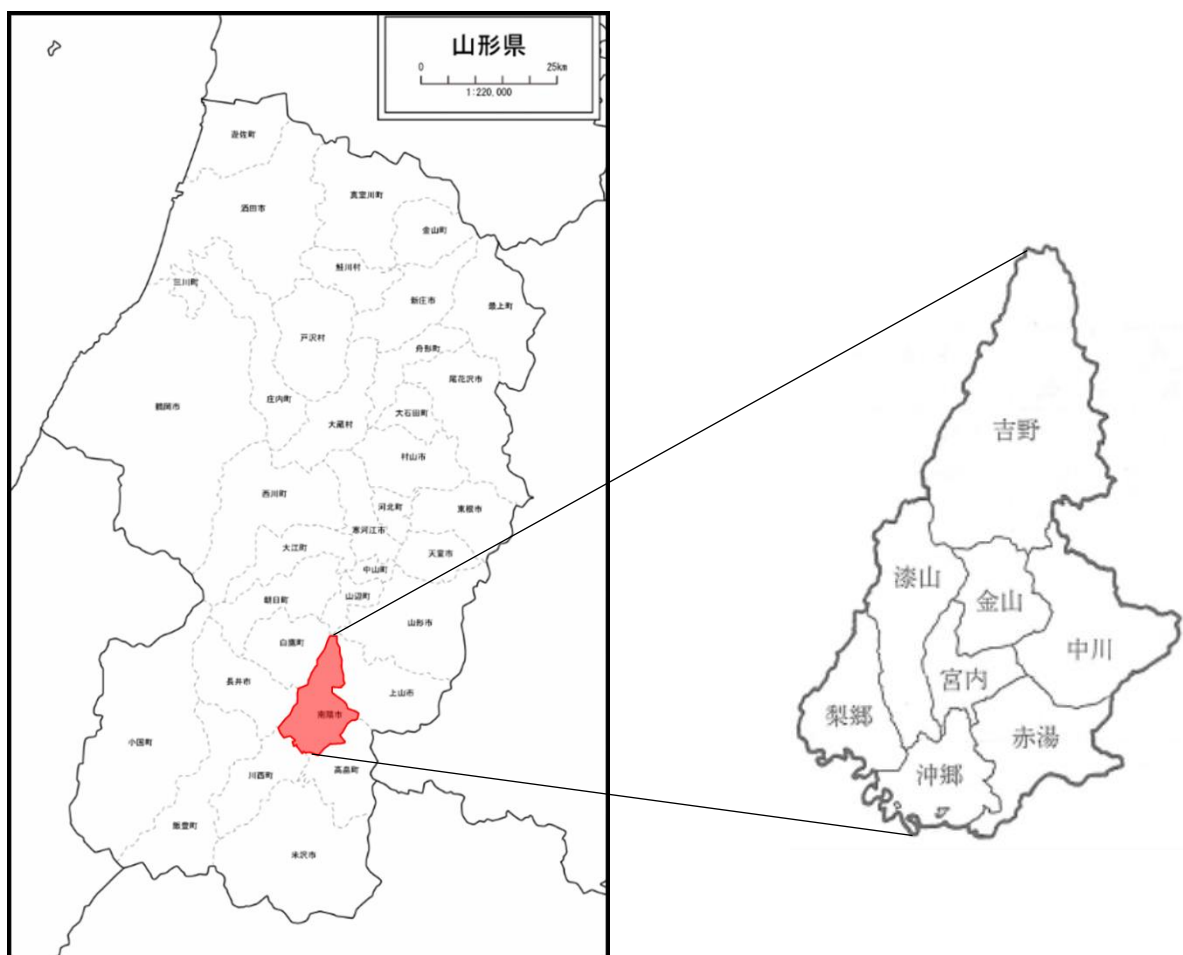
### 1 南陽市の地域特性

#### (1) 地勢

本市は山形県南部、置賜盆地の東北部に位置します。中央部を南北に吉野川と織機川が流れ、南端部を東西に流れる最上川に合流しています。市域は、赤湯、中川、宮内、漆山、吉野、金山、沖郷、梨郷の8地区に分けられます。

北部は山地、南部は沃野が広がり気候に恵まれ、米や野菜、ぶどうやさくらんぼなどの果樹の栽培が盛んです。伝統ある赤湯温泉や、宮内熊野大社、稲荷森古墳といった多くの名所・旧跡を有し観光資源も多く、山形新幹線や東北中央自動車道、国道13号、国道113号、国道399号が走っており、県南地方の要衝の地となっています。

図2-1 南陽市の位置図

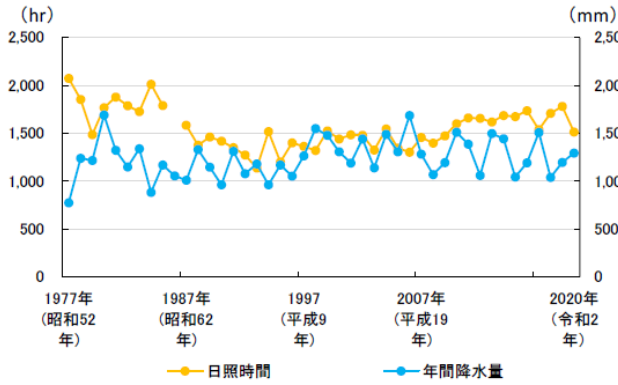


資料：「令和4年刊 南陽市の統計」

(2) 気象

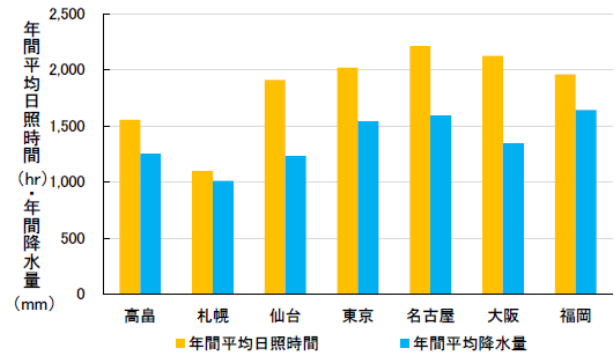
本市に最も近い高畠地域気象観測所の1977(昭和52)年～2021(令和3)年の年間平均日照時間は1,554時間、年間平均降水量は1,254mmであり、全国の都市と比較すると、日照時間、降水量ともにやや低くなっています。

図2-2 日照時間及び年間降水量



資料：気象庁

図2-3 年間平均日照時間及び年間平均降水量

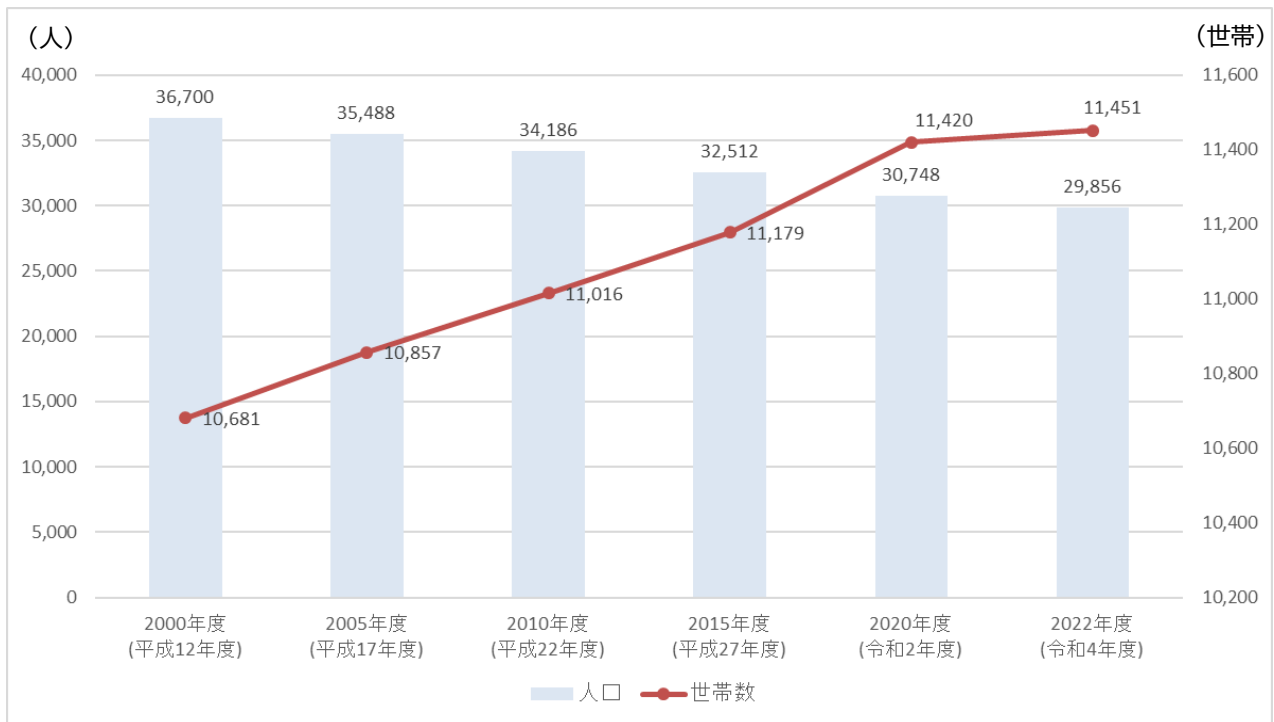


資料：気象庁

(3) 人口及び世帯数

本市の人口は、ここ20年間では減少傾向で推移しており、本市実績では2023(令和5)年1月1日現在で29,856人、世帯数は11,451世帯で世帯は増加傾向にあり、今後も人口減少は進むと予測されています。

図2-4 人口・世帯数の推移(各年度1月1日現在)



参考：本市資料

(4) 経済活動

2021（令和3）年度における本市の事業所数は1,693事業所、従業者数は13,300人であり、そのうち「業務その他部門」にあたる第三次産業が事業所数の79.5%、従業者数の67.2%を占めています。事業所数は「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が多くなっています。従業者数は、「製造業」が最も多く、次いで「卸売・小売業」が多くなっています。

図2-5 産業大分類別事業所数及び従業者数（令和3年）

産業分類		事業所数		従業者数	
		事業所	割合(%)	人	割合(%)
全産業		1,693	100	13,300	100
第一次	農林漁業	16	0.9	110	0.8
	小計	16	0.9	110	0.8
第二次	鉱業、採石業、砂利採取業	-	0.0	-	0.0
	建設業	161	9.5	932	7.0
	製造業	170	10.0	3,314	24.9
	小計	331	19.6	4,246	31.9
第三次	電気・ガス熱供給・水道業	2	0.1	19	0.1
	情報通信業	9	0.5	542	4.1
	運輸業、郵便業	29	1.7	367	2.8
	卸売業、小売業	395	23.3	2,367	17.8
	金融業、保険業	24	1.4	310	2.3
	不動産業、物品賃貸業	91	5.4	218	1.6
	学術研究、専門・技術サービス業	47	2.8	240	1.8
	宿泊業、飲食サービス業	239	14.1	1,152	8.7
	生活関連サービス業、娯楽業	182	10.8	450	3.4
	教育、学習支援業	61	3.6	517	3.9
	医療、福祉	147	8.7	2,174	16.3
	複合サービス事業	11	0.6	91	0.7
	サービス業	109	6.4	497	3.7
	小計	1,346	79.5	8,944	67.2

※端数処理により計算結果が一致しない場合があります。

参考：「令和4年刊 南陽市の統計」

## 第3章 ごみ処理の概要及び課題

### 1 本市のごみ処理の概要

ごみは家庭から排出される「生活系ごみ」と事業活動に伴って排出される「事業系ごみ」に分類されます。本市では「生活系ごみ」のみを市内のごみ収集所から収集しています。

事業活動を行うことにより発生する事業系ごみは、廃掃法第3条において事業所自らの責任においてごみ減量・再生利用に努めるとともに、適正に処理することと定められています。

1971（昭和46）年7月に置賜広域行政事務組合が設立され、1976（昭和51）年4月に米沢市、南陽市、高畠町、川西町からなる2市2町の広域ごみ処理施設として、120t/日のごみ処理機能を持つ置賜広域行政事務組合の所有施設として千代田清掃事業所が稼働し、本市が収集するごみを処理しています。

その後、施設の老朽化に伴い、1996（平成8）年度から1998（平成10）年度まで工事を行い、名称を「千代田クリーンセンター」に改称し、置賜地域3市5町の広域ごみ処理施設として、255t/日の連続燃焼式で、1999（平成11）年度から稼働しています。

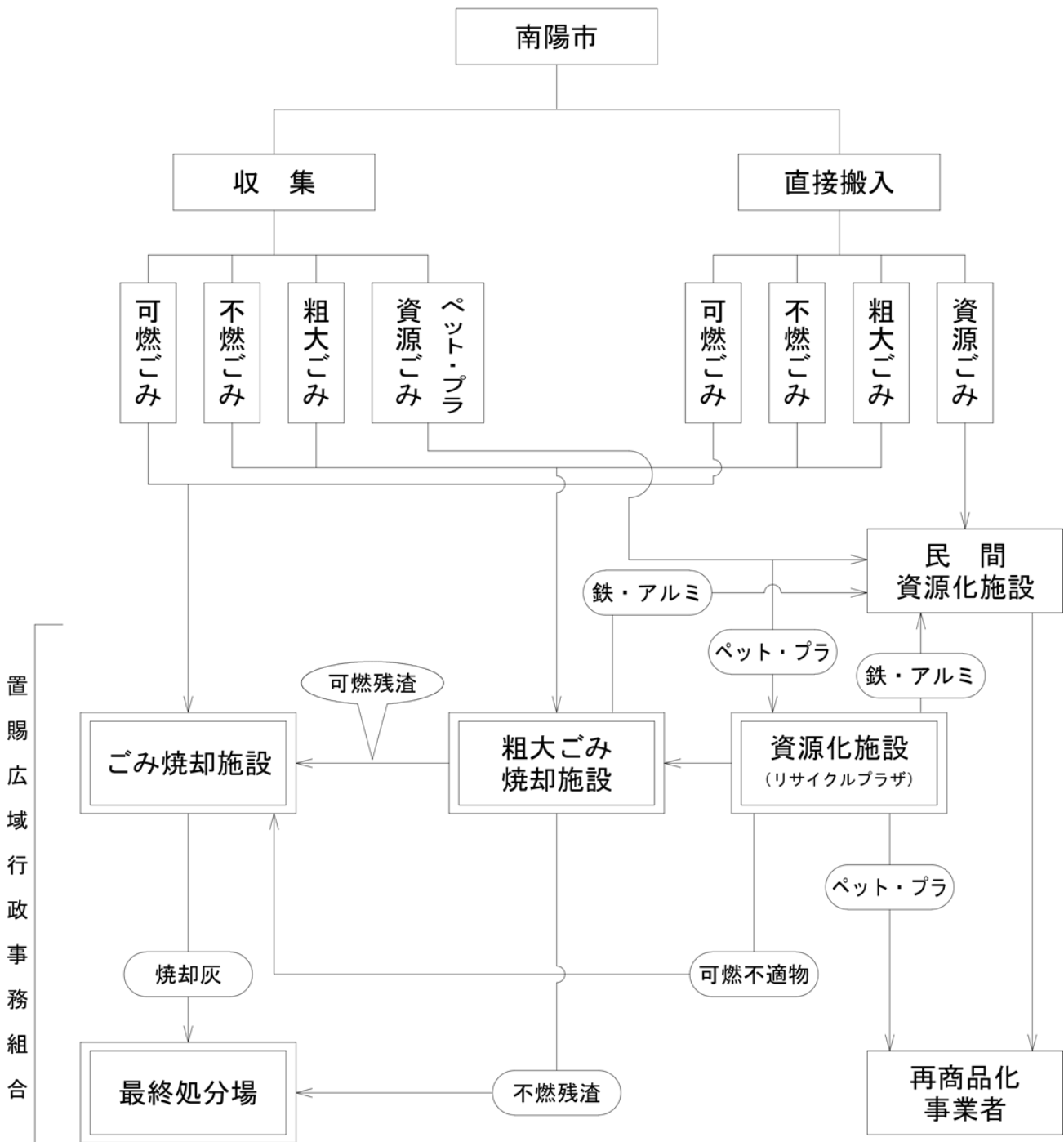
1999（平成11）年度から指定ごみ袋による有料化、2002（平成14）年度からはペットボトル、プラスチック製容器包装を分別収集品目に追加し、リサイクルプラザでの中間処理を開始しました。

また、1997（平成9）年4月1日に、県南リサイクルセンター協同組合が開設されたことにより、空き缶、びん、古紙及び布類を資源ごみとして分別収集品目に追加し、ごみの減量化、資源の再利用に努めています。

## 2 本市のごみ処理フロー

本市のごみ処理フローは図 3-1 のとおりです。中間処理施設として置賜広域行政事務組合千代田クリーンセンター及び長井クリーンセンターがあり、焼却灰、不燃残渣等の最終処分については、浅川最終処分場第 2 処分場に埋立処理されます。

図 3-1 ごみ処理フロー



### 3 分別収集する一般廃棄物及び分別の区分

本市では、市全域を対象として民間委託により生活系ごみの収集・運搬を行っており、分別区分は以下のとおりです。

図3-2 本市が収集する生活系ごみの分別区分

種 類	分 別 区 分
可 燃 ご み	生ごみ、食用油、紙くず類、繊維くず類、革製品類、ビニール類、靴類、テープ類、木くず類、汚れが落とせないプラスチック製容器包装等
不 燃 ご み	ガラス・陶器類、金属類、電化製品類（家電リサイクル法対象品を除く）、固いプラスチック類等
資 源 ご み	古紙、布類、缶類（アルミ缶・スチール缶・スプレー缶）※、ガラスびん等
ペットボトル	ペットボトル（主としてポリエチレンテレフタレート製のもので、飲料またはしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの）
プラスチック製 容 器 包 装	プラスチック製容器包装（ペットボトルを除く）
粗 大 ご み	家電類（家電リサイクル法対象品を除く）、家具、寝具、建具、自転車等
有害・危険ごみ	蛍光灯、乾電池、充電式電池類、水銀体温計等

※以降、「缶類（アルミ缶・スチール缶・スプレー缶）」の表記は「缶類」とします。

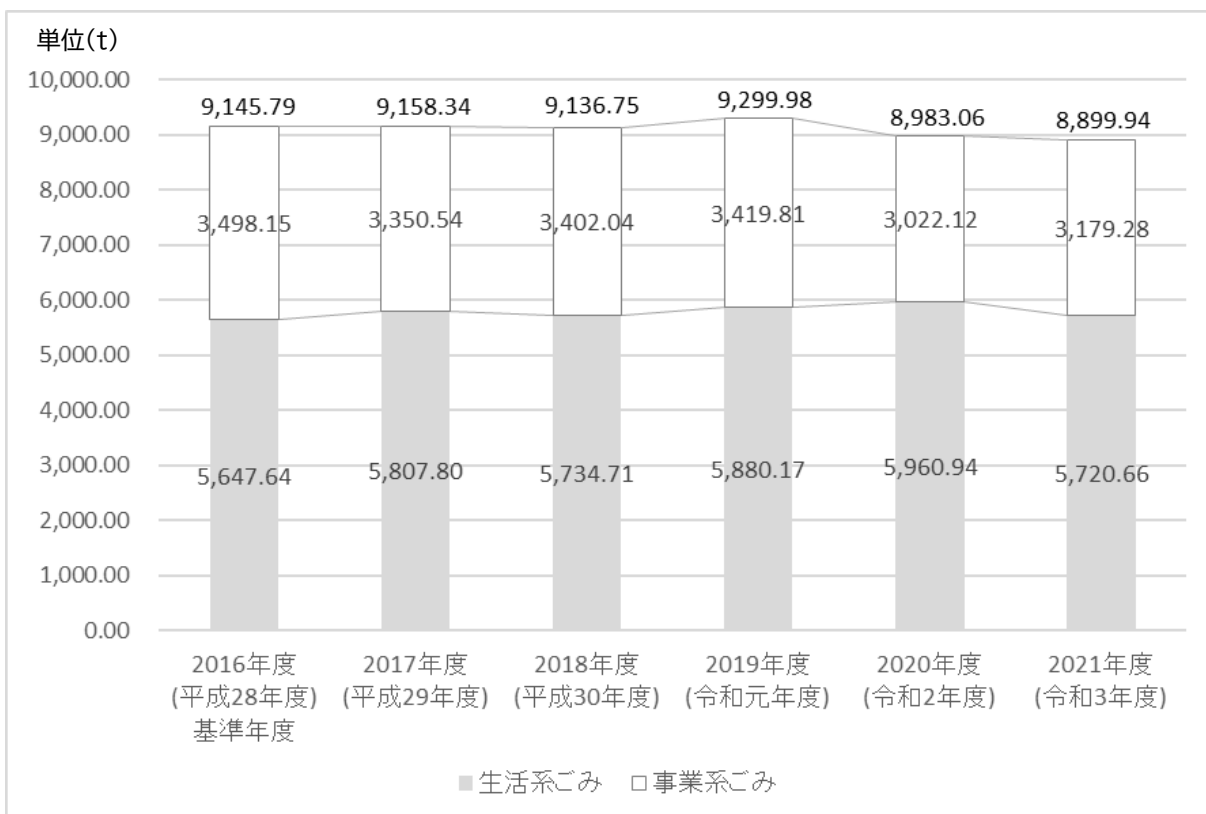
## 4 ごみ処理の実績

○置賜広域行政事務組合千代田クリーンセンターに搬入、処理された量（南陽市分）

（単位：t）

	生活系			事業系			合計
	可燃	不燃	計	可燃	不燃	計	
2016年度 (平成28年度) 基準年度	5,303.77	343.87	5,647.64	3,411.14	87.01	3,498.15	9,145.79
2017年度 (平成29年度)	5,438.55	369.25	5,807.80	3,286.75	63.79	3,350.54	9,158.34
2018年度 (平成30年度)	5,331.98	402.73	5,734.71	3,317.66	84.38	3,402.04	9,136.75
2019年度 (令和元年度)	5,461.60	418.57	5,880.17	3,326.38	93.43	3,419.81	9,299.98
2020年度 (令和2年度)	5,527.49	433.45	5,960.94	2,938.72	83.40	3,022.12	8,983.06
2021年度 (令和3年度)	5,347.59	373.07	5,720.66	3,082.45	96.83	3,179.28	8,899.94

図3-3 生活系ごみと事業系ごみの量

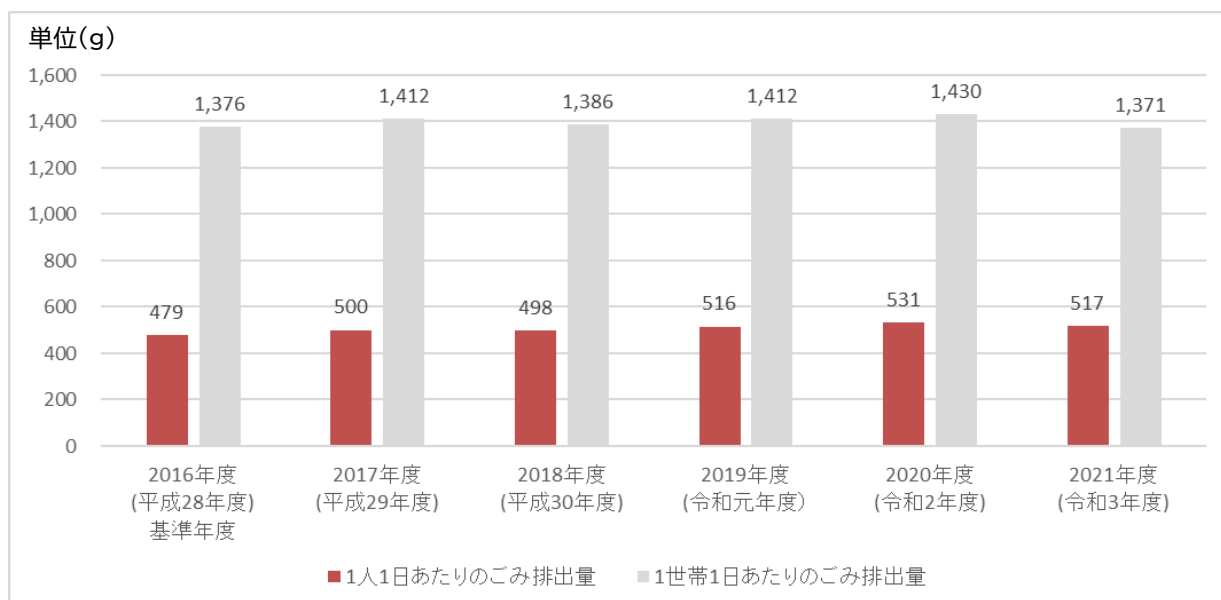


○千代田クリーンセンターに搬入、処理された1人1日、1世帯1日あたりのごみ排出量  
(南陽市分)

	生活系合計(t)	人口(人)	世帯数(世帯)	生活系ごみ排出量	
				1人1日(g)	1世帯1日(g)
2016年度 (平成28年度) 基準年度	5,647.64	32,183	11,214	479	1,376
2017年度 (平成29年度)	5,807.80	31,822	11,270	500	1,412
2018年度 (平成30年度)	5,734.71	31,539	11,333	498	1,386
2019年度 (令和元年度)	5,880.17	31,154	11,381	516	1,412
2020年度 (令和2年度)	5,960.94	30,748	11,420	531	1,430
2021年度 (令和3年度)	5,720.66	30,297	11,435	517	1,371

※人口及び世帯数は各年度1月1日現在

図3-4 1人1日、1世帯1日あたりのごみ排出量





○分別資源物として収集・処理した量（南陽市分）

（単位：t）

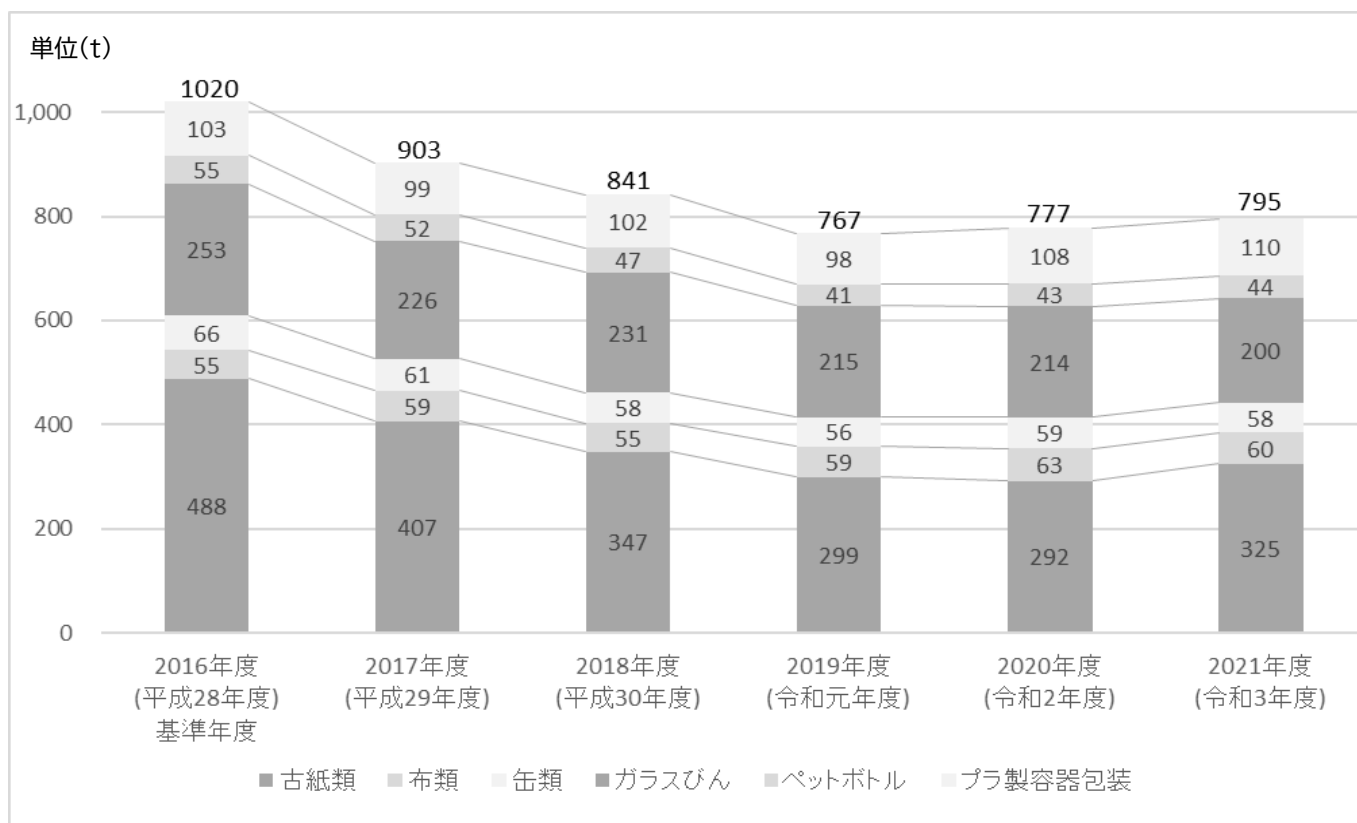
	資源ごみ				ペット ボトル	プラ製 容器包装	計	リサイクル率※ （資源化率） （%）
	古紙類	布類	缶類	ガラスびん				
2016年度 （平成28年度） 基準年度	487.87	55.41	65.65	253.08	55.30	103.23	1,020.54	11.8
2017年度 （平成29年度）	406.99	58.50	60.54	225.69	52.06	99.26	903.04	10.77
2018年度 （平成30年度）	347.42	55.04	58.34	231.41	46.87	102.05	841.13	9.81
2019年度 （令和元年度）	298.64	58.76	56.40	214.89	40.77	98.05	767.51	8.85
2020年度 （令和2年度）	291.77	62.86	59.09	213.77	42.78	107.63	777.90	8.24
2021年度 （令和3年度）	324.50	59.85	57.97	199.77	43.68	110.06	795.83	8.36

※リサイクル率の求め方については、図3-5のとおりです。

図3-5 リサイクル率の求め方

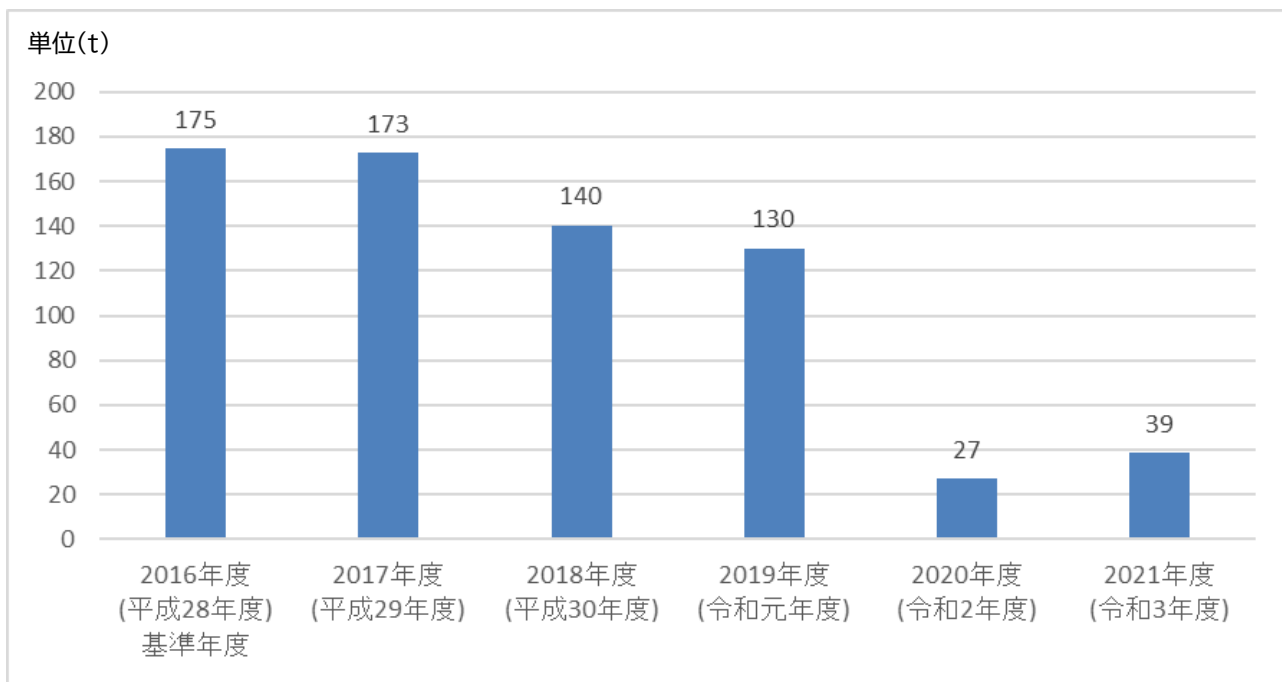
$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{資源ごみ回収量} + \text{集団資源回収量}}{\text{生活系ごみ+事業系ごみ} + \text{集団資源回収量}}$$

図3-6 資源ごみ回収量



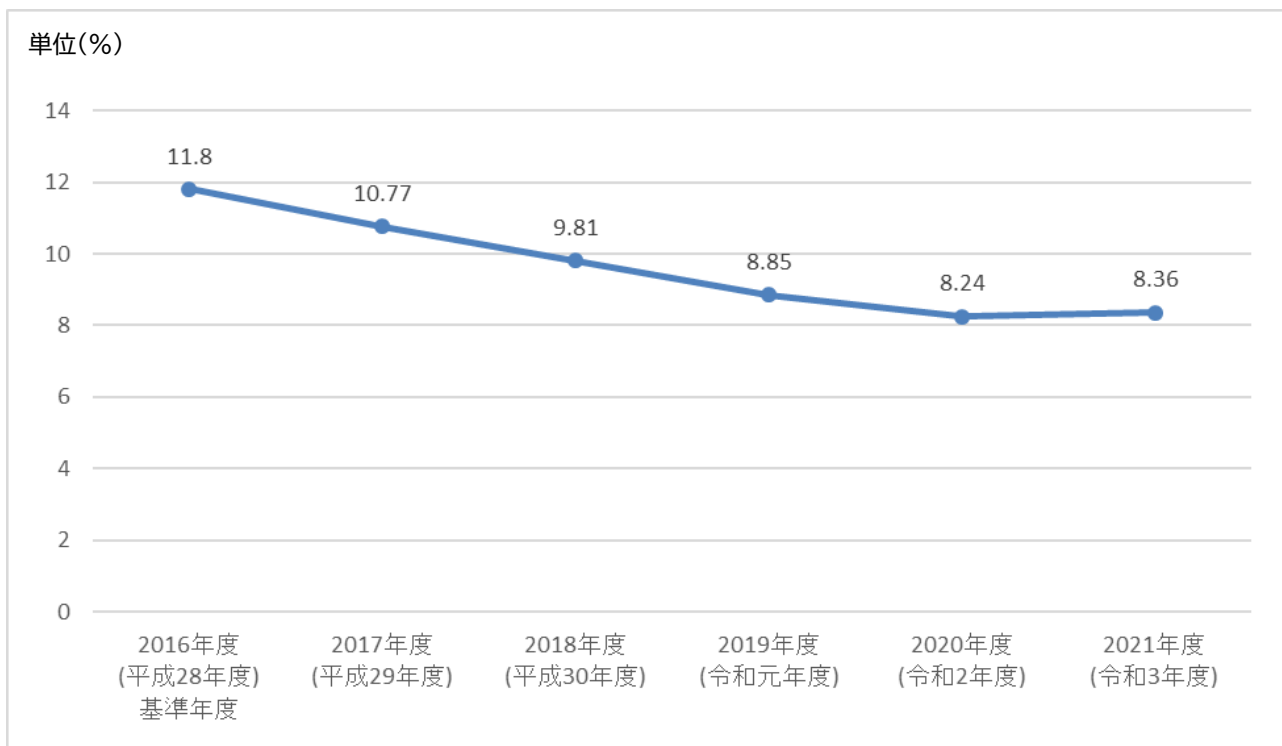
## ○集团資源回収実績

図3-7 集团資源回収実績



## ○リサイクル率の推移

図3-8 リサイクル率の推移



## ○食品ロス発生量の推移

本市の食品ロス発生量は環境省「令和3年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査」を参考に算定しました。算定方法と算定結果は、以下のとおりです。

### 【生活系食品ロス発生量の算定方法】

- 1 生活系収集ごみ量（粗大ごみを除く）の合計に、生活系収集ごみに占める食品廃棄物の全国平均割合（各年度）を乗じた値\*
- 2 1に、食品廃棄物に占める食品ロスの全国平均割合（各年度）を乗じる\*

※2021（令和3）年度は食品廃棄物及び食品ロスの全国平均割合が公表されていないため、2020（令和2）年度の割合から推計します。

### 【食品ロス発生量（南陽市分）】

	2016年度 (平成28年度) 基準年度	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
生活系収集ごみ(粗大ごみを除く)(t)	5,386	5,441	5,328	5,459	5,573	5,348
生活系収集ごみに占める 食品廃棄物の全国平均割合(%)	30.7	31.5	30.9	30.8	29.8	29.8
食品廃棄物排出量(t)	1,653	1,714	1,646	1,681	1,661	1,594
食品廃棄物量に占める 食品ロスの全国平均割合(%)	35.6	34.9	35.2	33.5	32.4	32.4
食品ロス排出量(t)	589	598	579	563	538	516

図3-9 食品ロス発生量

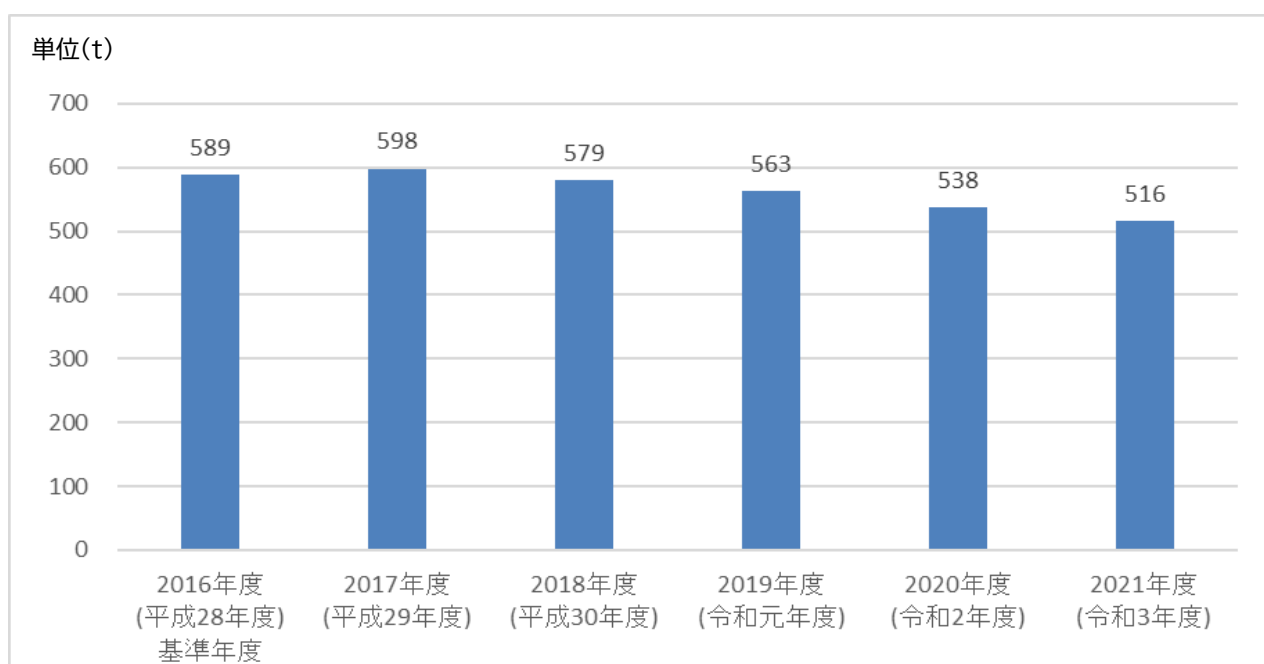
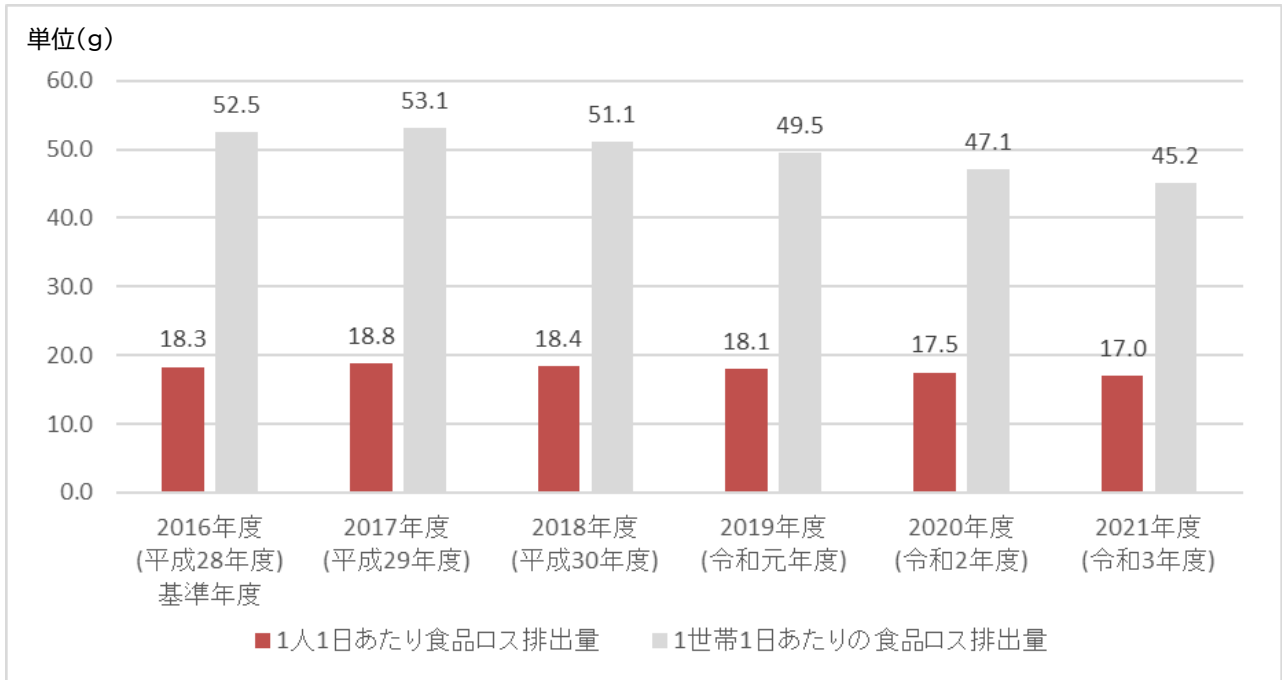


図3-10 1人1日、1世帯1日あたりの食品ロス発生量



## 5 課題

本市の生活系ごみは本計画の基準年度としている2016（平成28）年度と比較し、若干の増加傾向となっていますが、事業系ごみは減少が見られ、生活系ごみ及び事業系ごみの全体量としては減少しています。

1人1日あたりのごみ排出量を見ると、基準年度である2016（平成28）年度と比較し2021（令和3）年度は約40g増加しており、1人1日あたりのごみ排出量を減らしていくことが課題とされます。

資源ごみ回収量の推移を見ると、基準年度である2016（平成28）年度から年々減少しており、リサイクル率も低下しています。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、2020（令和2）年度より集団資源回収による回収量が激減したこともありますが、本市が隔週で行う資源ごみ回収を中心に更なる分別資源化を推進していく必要があります。

また、リサイクル率の向上については、廃棄物全体の排出量も算定上関係しているため、本市では更なる生活系ごみ及び事業系ごみの減量と資源の再利用の促進を図っていかねばなりません。

## 第4章 ごみの発生量及び処理量の見込み

ごみの発生量は、市の人口、社会・経済状況、ごみ問題に対する地域住民の取組状況などの要因によって変化するものですが、市の課題である生活系ごみの減量と資源の再利用に向け、ごみの排出抑制・資源化及び再生利用の促進を図り、ごみの減量化対策を積極的に進めることを条件に将来の動向を予測するものです。

ごみの発生量及び処理量の算定に関しては将来人口の予測に1人1日あたりの排出量（過去5年間の平均値）を乗じて求めます。

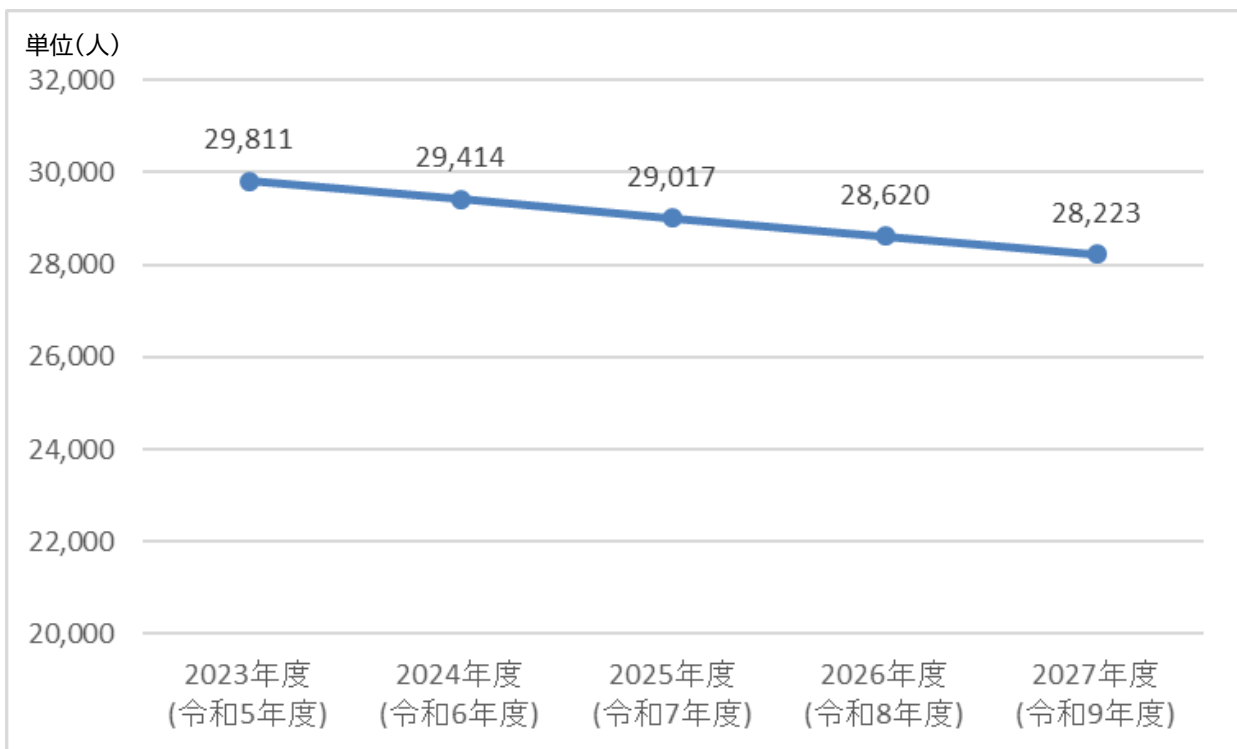
### 1 将来人口の予測

将来人口予測は、2025（令和7）年度は国立社会保障・人口問題研究所の推計値を用い、他の年度は2020（令和2）年度から2025（令和7）年度までの増減率から推計しました。

○将来人口の予測

年度	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)
人口	29,811	29,414	29,017	28,620	28,223

図4-1 人口推移予測



## 2 1人1日あたりの排出量の算定

### (1) 生活系ごみ

#### ① 可燃ごみ・不燃ごみ

2017(平成29)年度から2021(令和3)年度までの過去5年間の排出量と人口の平均値から単年分の排出量を算出し、1人1日あたりの排出量を算出しました。

	生活系		人口 (人)	5カ年平均		人口平均 (人/年)	1人1日あたり排出量	
	可燃 (t)	不燃 (t)		可燃 (t/年)	不燃 (t/年)		可燃 (g)	不燃 (g)
2017年度 (平成29年度)	5,438.55	369.25	31,822	5,421.44	399.41	31,112	477	35
2018年度 (平成30年度)	5,331.98	402.73	31,539					
2019年度 (令和元年度)	5,461.60	418.57	31,154					
2020年度 (令和2年度)	5,527.49	433.45	30,748					
2021年度 (令和3年度)	5,347.59	373.07	30,297					

※人口は各年度1月1日現在

#### ② 資源ごみ

2017(平成29)年度から2021(令和3)年度までの過去5年間の排出量と人口の平均値(生活系ごみ同様)から単年分の排出量を算出しました。

	資源ごみ				ペット	プラ	計
	古紙類	布類	缶類	ガラスびん			
2017年度 (平成29年度)	406.99	58.50	60.54	225.69	52.06	99.26	903.04
2018年度 (平成30年度)	347.42	55.04	58.34	231.41	46.87	102.05	841.13
2019年度 (令和元年度)	298.64	58.76	56.40	214.89	40.77	98.05	767.51
2020年度 (令和2年度)	291.77	62.86	59.09	213.77	42.78	107.63	777.90
2021年度 (令和3年度)	324.50	59.85	57.97	199.77	43.68	110.06	795.83

5カ年平均					
古紙類 (t/年)	布類 (t/年)	缶類 (t/年)	ガラスびん (t/年)	ペットボトル (t/年)	プラ製 容器包装 (t/年)
333.86	59.00	58.47	217.11	45.23	103.41

(2) 事業系ごみ

年度ごとの変動が激しいため、2020(令和2)年度から2021(令和3)年度までの2年間の平均値から算出しました。

	事業系		人口 (人)	2カ年平均		人口平均 (人)	1人1日あたり排出量	
	可燃 (t)	不燃 (t)		可燃平均 (t)	不燃平均 (t)		可燃 (g)	不燃 (g)
2020年度 (令和2年度)	2,938.72	83.40	30,748	3,010.59	90.12	30,523	270	8
2021年度 (令和3年度)	3,082.45	96.83	30,297					

※人口は各年度1月1日現在

### 3 ごみ発生量の将来予測

(1) 生活系ごみ

(単位：t)

	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)
可燃ごみ	5,190	5,135	5,052	4,983	4,914
不燃ごみ	382	378	372	367	362
資源ごみ	640	633	622	615	606
古紙類	320	316	311	307	303
布類	56	56	55	54	53
缶類	56	55	54	54	53
ガラスびん	208	206	202	200	197
ペットボトル	43	43	42	42	41
プラスチック製容器包装	99	98	96	95	94
合 計	6,354	6,287	6,184	6,102	6,017

(2) 事業系ごみ

(単位：t)

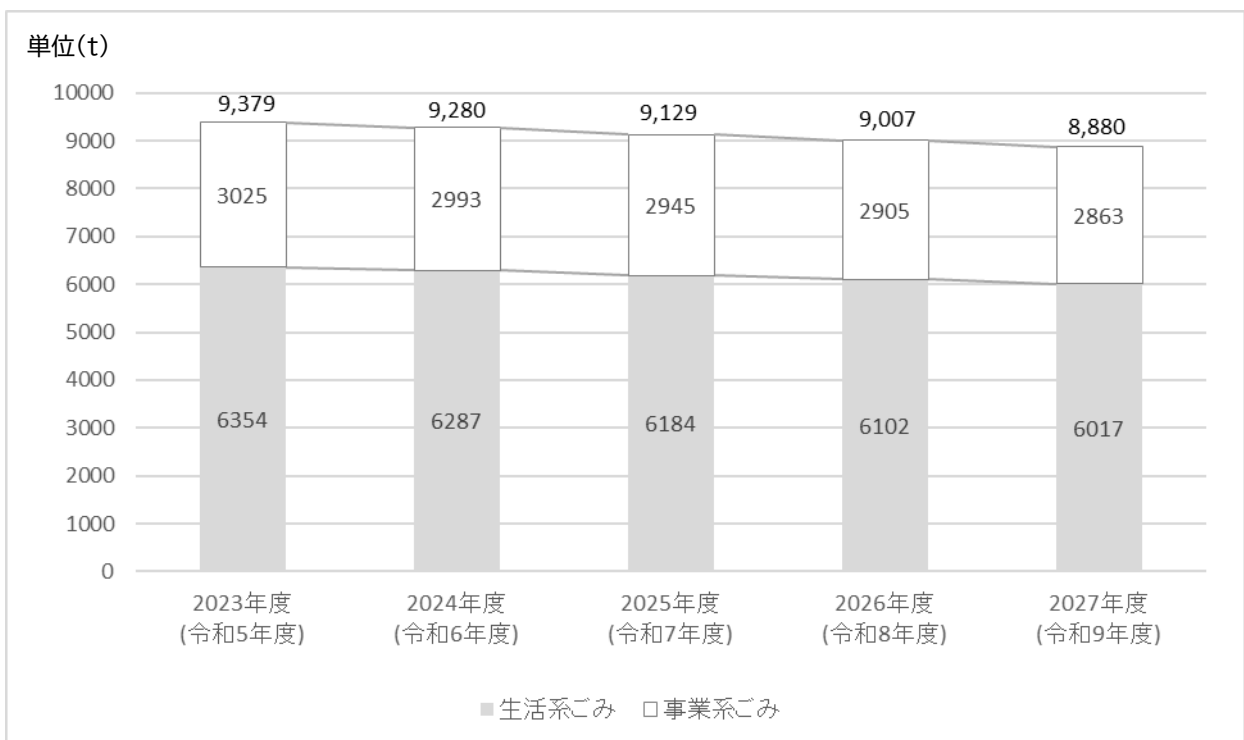
	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)
可燃ごみ	2,938	2,907	2,860	2,821	2,781
不燃ごみ	87	86	85	84	82
合 計	3,025	2,993	2,945	2,905	2,863

(3) 廃棄物総量

(単位：t)

	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)
廃棄物総量	9,379	9,280	9,129	9,007	8,880

図4-2 廃棄物総量の将来予測





## 4 削減目標

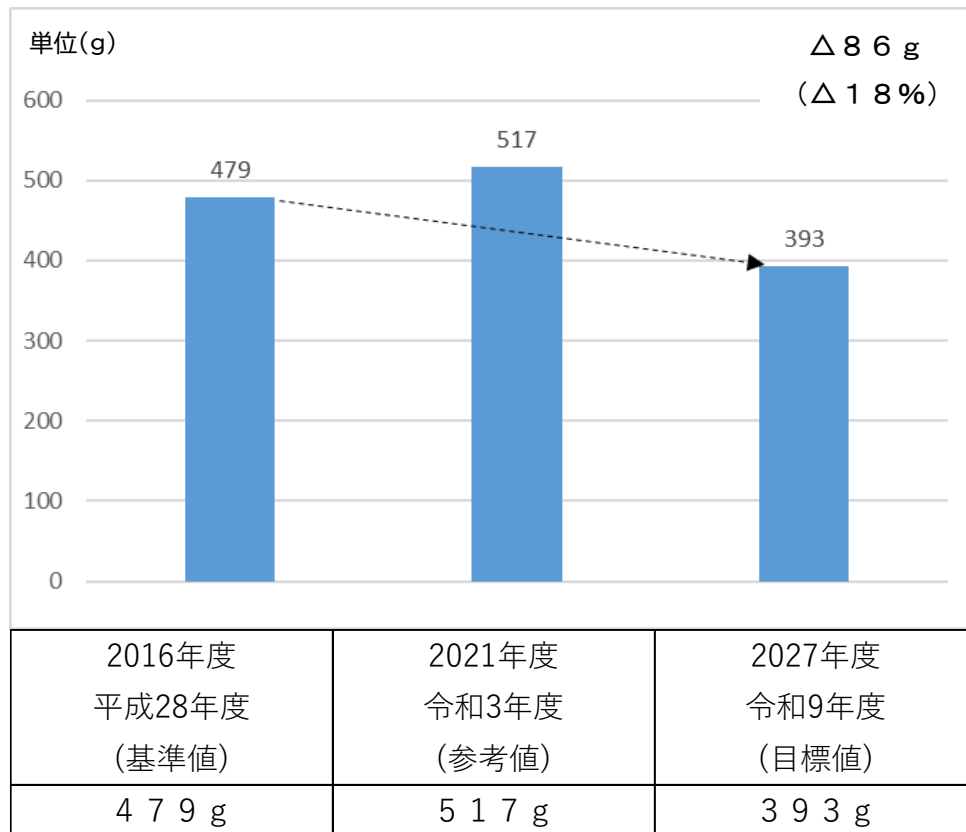
第2次山形県循環型社会形成推進計画（以下「県計画」という。）における家庭系ごみの排出量は、10年間で約18%削減する目標と定めているため、本市の削減目標も県計画にあわせ18%削減とします。

また、県計画でのごみ（一般廃棄物）リサイクル率の目標値は27%と定めているため、本市でのリサイクル率の目標値も27%とし、15%の上昇とします。

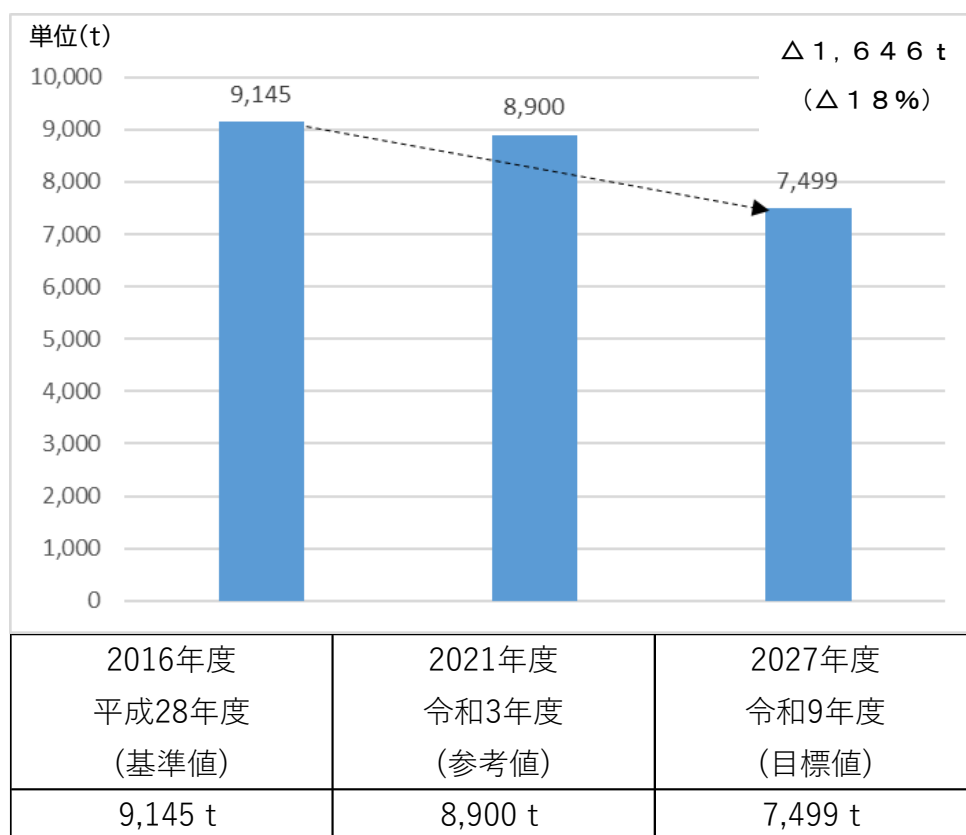
食品ロスの削減目標は、第3次山形県循環型社会形成推進計画において13年間で20%削減する目標と定めているため、本市の食品ロス削減目標も同様の推移とし、2021（令和3）年度から2027（令和9）年度の6年間で9%削減とします。

2016（平成28）年度の値を基準値、2021（令和3）年度の値を参考値、2027（令和9）年度を目標値とし、削減目標を以下に示します。

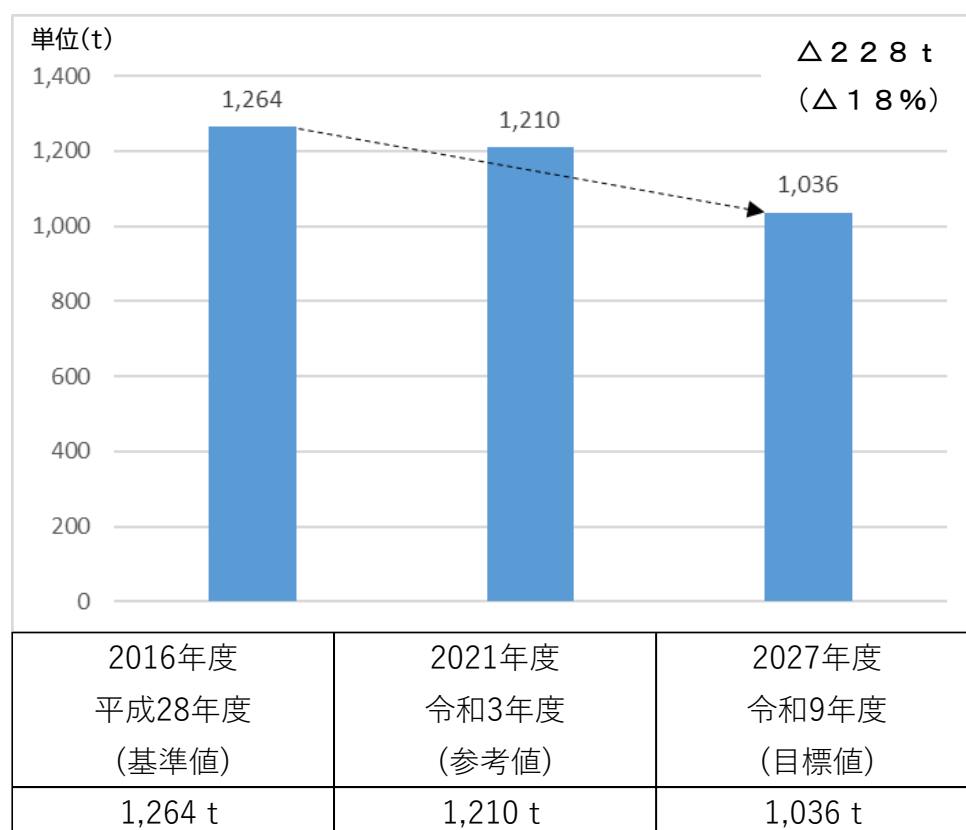
### （1）1人1日あたりのごみ排出量



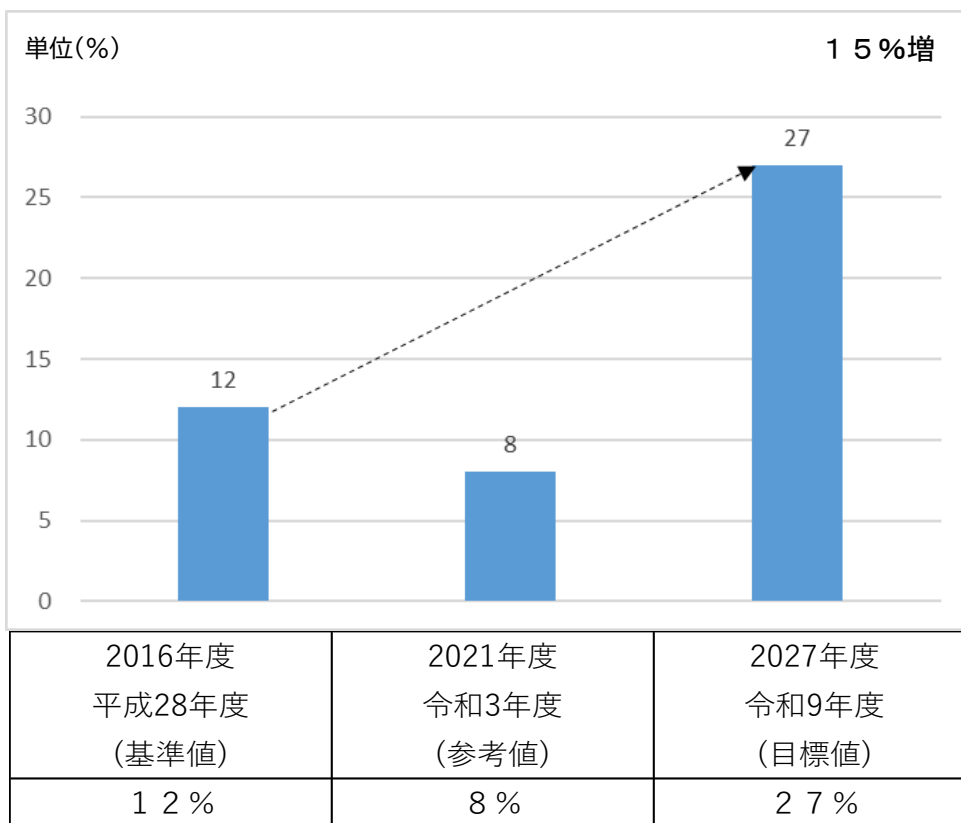
(2) 焼却・埋立ごみ



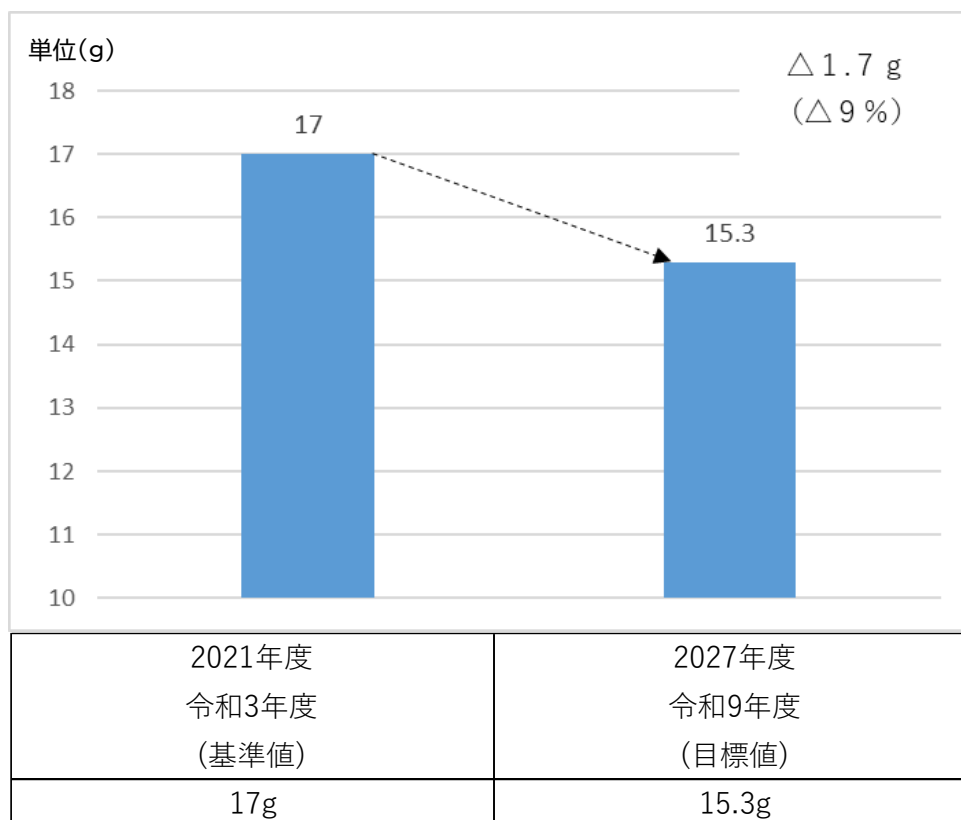
(3) 最終処分埋立量



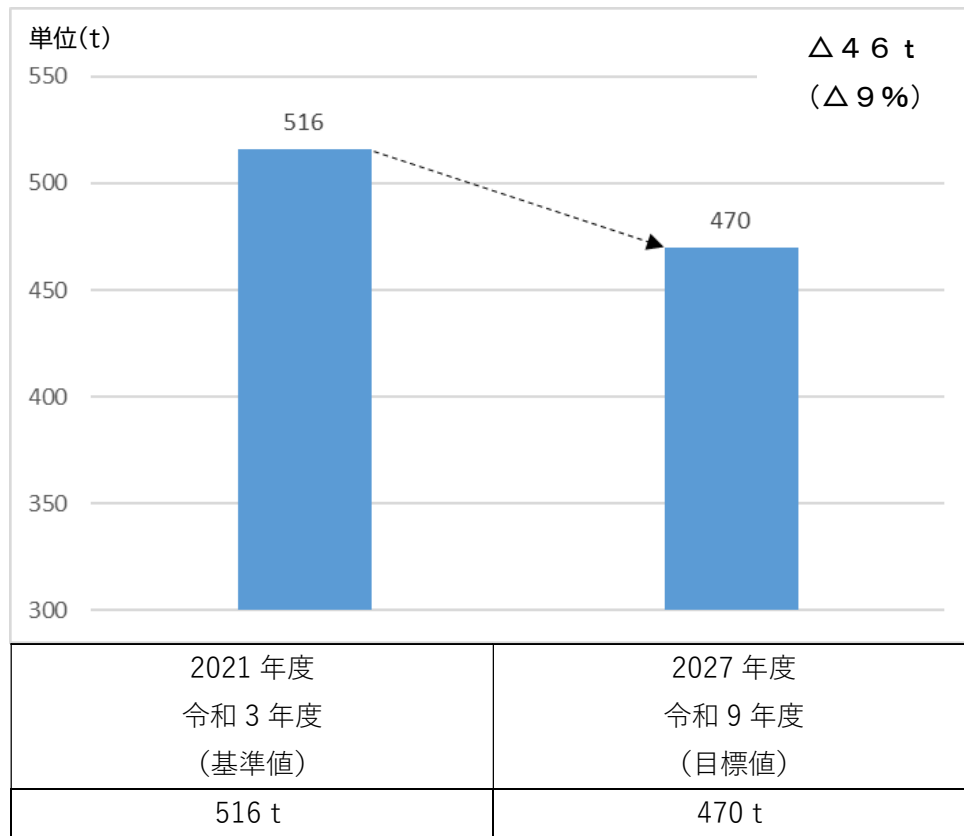
(4) リサイクル率 (資源化率)



(5) 1人1日あたりの食品ロス排出量\*



(6) 食品ロス排出量※



※食品ロス排出量については、見直し時に新たに設定した目標のため 2021（令和 3）年度の値を基準値とします。

## 第5章 ごみの減量化、資源化のための取組

私たちの生活・事業活動に伴いごみは必ず発生するものであり、適正な処理を行っていかねばなりません。

ごみの減量化・再生利用を図るため、市・市民・事業者の役割分担を明確にしつつ、連携できる体制を確立するとともに、排出抑制策を含めた減量化に関する総合的かつ計画的な施策を推進します。

### 1 基本方針

ごみ処理を巡る今後の社会、経済的情勢などを踏まえて、本市の一般廃棄物の排出抑制、減量化及び資源化を積極的に推進し、適正かつ合理的に処理するために適した施策を図るために本計画の基本方針を設定します。

<p><b>【基本方針 1】</b> 有限な資源を大切にし、低炭素な資源循環型社会づくりを行う。</p>	<p>資源ごみ回収量・リサイクル率の低下から、有限な資源を大切にし、リサイクル等の取組を市・市民・事業者が一体となり資源化を促進することで資源循環型社会づくりを推進します。</p>
<p><b>【基本方針 2】</b> 市民・事業者総参加によるごみの減量化、資源化を積極的に推進する。</p>	<p>廃掃法第2条の4において、「国民は、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。」とされていることを踏まえ、本計画の数値目標を達成するために、市民・事業者総参加によるごみの減量化、資源化の推進を目指します。</p>
<p><b>【基本方針 3】</b> ごみを適正に処理し、市民の衛生的な生活を確保する。</p>	<p>市域における衛生的かつ快適な生活環境を確保するため、安全かつ効率的なごみの収集運搬、ごみ収集所の適正な管理を継続します。</p>

## 2 基本方針に基づく市・市民・事業者の取組

### ●市の取組

#### (1) 環境教育、啓発活動の充実

市民、事業者、各種団体を対象に、ごみの排出抑制、再生利用及び分別排出などの啓発活動を行います。

#### (2) 容器包装廃棄物の排出抑制

プラスチック容器のリサイクル等の取組と共に、省包装、買物袋の持参（マイバッグ等）、グリーン購入等を促進します。

また、消費者、販売業者、行政による連携、協働により、地域レベルでリターナブルびんの利用促進、過剰包装の抑制対策を検討していきます。

#### (3) 生ごみ堆肥化の推奨

家庭からの生ごみ減量を推進するとともに、肥料としての再利用を促進するため、コンポストや電気式生ごみ処理機の購入に対し補助金等で奨励を行うとともに、周知・啓発に努めます。

#### (4) 不用品の再生利用及び不用品交換活動の促進

千代田クリーンセンターの再生工房にて、不用品の補修、再生を行い、再利用の推進を図ります。

また、物の修理に関する情報提供やリサイクルに関するアプリの情報提供等により、不用品の再生利用及び交換活動の推進を図ります。

#### (5) 庁用品、公共関与事業における再生品の使用促進

指定物品はグリーン購入の100%実施を目指し、公共事業においても公共工事のグリーン購入を考慮します。

#### (6) 資源化の促進

最終処分先の埋立可能容量には限界があるため、リサイクルが可能な物はできる限り資源化を行うよう選別等に関する周知を行い、資源化を促進します。

#### (7) 衛生組織の育成・支援

各地区に組織される衛生組合では、それぞれの町内の公衆衛生思想の向上、ごみ減量化を含め環境保全に尽力いただいています。衛生組合組織を強化するために、その活動に協力することとします。

#### (8) 食品ロスの排出抑制

家庭・事業所から排出される食品ロスを削減するため、家庭や外出時の取組等に分類し、周知・啓発活動を行います。事業者や市内団体等が行うフードシェアリングサービス等の取組を周知することで、食品ロスへの意識向上を市全体で図っていきます。

また、市ができる食品ロス削減対策として、3010 運動<sup>※</sup>等の周知・啓発に積極的に取り組みます。

#### (9) ごみのない美しいまちづくりの推進

市民、市民団体と連携し地域美化、清掃活動を推進します。また、衛生組織と連携しごみの減量化及び再利用の促進に有効かつ適切な取組を実践していきます。また、環境美化のためごみの不法投棄対策として広報紙やホームページ等を通じて不法投棄、ごみの散乱の防止を図ります。また、不法投棄監視員、市職員によるパトロール等、定期的な監視を推進します。

#### (10) 事業者の活動支援

事業者が自らごみの減量化・資源化を行うよう、事業者の主体的な活動を情報提供等により支援します。

また、事業者が独自に行う廃棄物の発生抑制、資源化等の取組を周知し、取組を市全体に広げていきます。

#### (11) ごみ排出量の更なる削減に向けた方策

2022 (令和 4) 年 4 月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (プラ新法)」に基づき、多量に排出されるプラスチック製品の資源化を更に進めるため、製品プラスチックの分別回収を推進します。

#### (12) 今後の社会情勢に合わせた対応

廃棄物に係る社会情勢も日々変化し、地球温暖化に対する国の方針、施策等も日々更新されるため、社会情勢に合わせたごみの減量化、資源化及び環境に配慮した適正なごみ処理を行うよう、情報を収集し、周知します。

#### (13) ごみの適正処理

市域における衛生的かつ快適な生活環境を確保するため、安全かつ効率的なごみの収集運搬を行います。

また、ごみ分別やごみの出し方の周知に努め、清潔で安全なごみ処理を推進します。

※3010 運動：宴会時の食べ残しを減らすための取組で、乾杯後 30 分間、宴会終了 10 分前には席を立たずに料理を楽しみ、食品ロスを削減する取組のこと。

## ●市民の取組

### (1) 資源ごみ分別回収への協力

ごみの分別排出を徹底し、古紙類、空き缶、空き瓶、古繊維類を資源ごみとして出すように努めます。

### (2) 生ごみの堆肥化

家庭内において、コンポストや電気式生ごみ処理機を活用することにより、可能な限り資源の循環とごみ排出量の抑制に努めます。

### (3) 過剰包装の自粛

買い物の際には、買い物袋（マイバッグ）等を持参し、贈答品は簡易包装のものを選ぶよう配慮します。

### (4) 再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

使い捨て用品の安易な使用を自粛し、適正に処理・処分のしやすい商品を利用します。

ワンウェイ容器の使用を避け、リターナブルびんや容器の商品を購入します。

また、ものを無駄にしないよう、市における情報提供、リサイクルに関するアプリの活用やフリーマーケットの出品等により不用品の再生利用、再使用及び交換活動の推進を図ります。

### (5) 集団資源回収の促進

子ども会などの住民団体による、古新聞、古雑誌等の古紙類、ビール瓶、一升瓶などのリターナブルびんの自主回収を積極的に行います。

### (6) 衛生組織への協力

衛生組合で実施している、ごみ分別徹底、ごみ指定袋記名運動、資源リサイクルの推進及び堀上げなどに積極的に協力します。

また、町内で設置しているごみ収集所について、責任を持って管理します。



## ●事業者の取組

### (1) ごみ発生源における排出抑制

事業者は、原材料の選択や製造工程を工夫するなどにより、ごみを減量するために努めます。

再生資源の利用拡大に努め、製品の規格化や再資源化のための適正表示を図り、流通・販売関連事業者と協力することにより再生資源回収ルートの確立を進めます。

### (2) 過剰包装の抑制

事業者は、減量化・リサイクルに効果的な製品を積極的に取り扱うよう努めます。関連事業者・消費者と密接な協力により包装材料の減に一層の努力を行います。

### (3) 再生品の使用促進

事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパーなどに再生品を使用するよう努めます。事業活動に使用する原材料についても再生品などの環境への負荷が少ない商品を使用し、ものを無駄に消費しないよう心がけます。

### (4) 食品廃棄物・食品ロスの排出抑制

売れ残りを減らす仕入れや商品の値引き販売など、商品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫します。

また、飲食店などは積極的に食品ロス対策を実践し、食品ロス削減に積極的に取り組むよう努めます。

## 第6章 ごみ処理に関する基本的事項

ごみの収集・運搬は、廃棄物の質量の変化及び処理方法に対応して排出されたごみを生活環境の保全上、支障なく、かつ効率的に中間処理施設、あるいは最終処分場まで、収集・運搬するものです。

### 1 収集計画

ごみの分別種類及び収集回数は、中間処理施設との整合を図り、かつ収集・運搬の効率などを考慮し、下表のとおりとします。住民ニーズや社会状況に合わせ、処理体系の変更を随時検討します。

廃棄物の種類		収集主体	排出形態	収集回数
生活系	可燃ごみ	委託	指定袋	2回/週
		自己搬入・許可	無指定	随時
	不燃ごみ	委託	指定袋	1回/8週
		自己搬入・許可	無指定	随時
	プラスチック製容器包装	委託	指定袋	3回/8週
	ペットボトル	委託	指定袋	3回/8週
	粗大ごみ	委託	粗大ごみ用証紙	年10回×3コース
		自己搬入・許可	無指定	随時
	有害・危険ごみ	委託	無指定袋	1回/8週
	資源ごみ(缶類・ガラスびん)	委託	指定容器に直接投入	1回/2週
資源ごみ(古紙・布類)	委託	(古紙)紙紐で縛る (布類)無指定袋	1回/2週	
事業系	可燃ごみ	許可	無指定	随時
		自己搬入	無指定	随時
	不燃ごみ	許可	無指定	随時
		自己搬入	無指定	随時
	粗大ごみ	許可	無指定	随時
		自己搬入	無指定	随時

## **2 収集・運搬**

### (1) 生活系

可燃ごみ・不燃ごみ等については、ステーション回収方式とし、市が委託した業者による収集・運搬とします。粗大ごみについては、戸別訪問回収方式とし、市が委託した業者による収集・運搬とします。

### (2) 事業系

事業系一般廃棄物は、千代田クリーンセンターに自己搬入するか許可業者に委託します。

### (3) ごみ収集所

ごみ収集所は、市内各地区で設置・維持管理するものとし、設置等に当たっては、地区長または地区衛生組合長からの申請を市が審査後、適否を通知します。

### (4) 各家庭からのごみの排出方法

排出者は、収集日の午前 6 時から 8 時までの間に、ごみ収集所に出します。

### (5) 在宅医療廃棄物は、注射針以外のチューブ等は可燃ごみとして排出します。

(注射針は、かかりつけの病院等に持参し処分を依頼します。)

## **3 中間処理計画**

中間処理は、最終処分に先立って集められたごみの減量化・減容化及び安定化を目的として、以下に示す方法によって行うものとします。

### (1) 中間処理対象ごみの範囲

一般家庭から排出された可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトル、及び事業者から排出された一般廃棄物を中間処理の対象とします。

### (2) 中間処理方法

#### ア 可燃ごみ

リサイクル可能な木材などは、民間の処理施設でリサイクルし、それ以外の可燃ごみは、焼却処分とし、焼却残渣は埋立処分とします。

#### イ 不燃ごみ

不燃ごみは、破碎処理した後に金属などの資源化できるものを回収、焼却処分し、残渣を埋立処分します。

#### ウ 粗大ごみ

粗大ごみは、再生可能なものを修理し再生します。それ以外は、破碎処理後に資源化できるものを回収、焼却処分し、残渣を埋立処分します。

#### エ 有害・危険ごみ

有害・危険ごみは、一時保管の上、処分を委託します。

中間処理施設

施設名	所在地	対象廃棄物	処理能力	処理方法	残渣の処分方法
置賜広域行政事務組合 千代田クリーンセンター	高畠町大字 夏茂 2933 番地	可燃ごみ	255 t / 日	焼却処理	埋立処分
置賜広域行政事務組合 長井クリーンセンター	長井市舟場 30 番 1 号	不燃ごみ (破碎処理するもの)	30 t / 5 h	破碎処理	埋立処分
置賜広域行政事務組合 千代田クリーンセンター リサイクルプラザ	高畠町大字 夏茂 2933 番地	プラスチック製容器包装、 ペットボトル	13.5 t / 日	選別・梱包	焼却処分
県南リサイクル センター協同組合	高畠町大字 石岡 379 番地 の 1	古紙、布類、缶類、 ガラスびん		選別・減容・梱包	(布類) 焼却処分
株式会社イトウ	南陽市元中山 2231 番地の 1	木くず	48.8 t / 日	破碎処理	
ウィル株式会社	南陽市萩 3452 番地 7	木くず	28 t / 日	破碎処理	
置賜広域行政事務組合 南陽クリーンセンター	南陽市露橋 620 番地	し尿	85 kℓ / 日	高負荷 脱窒素 処理	汚泥…埋立
		浄化槽汚泥			し渣…焼却

## 4 最終処分計画

### (1) 基本方針

2021 (令和 3) 年 8 月に浅川最終処分場第 2 処分場が完成したことにより、安定した処分が可能となりましたが、新たに最終処分場を確保することは困難となることが予想されるため、処分量が抑制される処理体系を確立し、最終処分場の延命化に努めます。

### (2) 最終処分の方法等

#### ア 最終処分の方法

最終処分の方法は、埋立処分対象及びこれまでの最終処分の経緯、地理的条件を考慮し、埋立処分とします。

#### イ 維持管理

##### a) 埋立処分対象物

埋立処分対象物は、焼却、破碎などにより減容化、安定化され、かつ有害物質は、無害化されたものとして扱います。

b) 維持管理

最終処分場の維持管理については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（昭和 52（1977）年 3 月 14 日総理府、厚生省令第 1 号）」に示されている事項を遵守します。

(3) 最終処分場の概要

最終処分場の概要は、下表のとおりです。

施設名称	置賜広域行政事務組合浅川最終処分場第 2 処分場
総面積	40,461 m <sup>2</sup>
埋立面積	40,461 m <sup>2</sup>
埋立容量	128,734 m <sup>3</sup>
埋立方式	セル方式
排水処理	カルシウム除去＋接触ばっ気＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着＋消毒処理
供用開始	2021（令和3）年8月
所在地	米沢市大字浅川1644-1

## 5 ごみ処理施設の整備

本市のごみ処理は、置賜広域行政事務組合が策定する「ごみ処理基本計画」に基づき、広域処理体制で関連施設の整備充実に努めます。

---

南陽市ごみ処理基本計画

発行 令和5年3月

発行者 南陽市 市民課

山形県南陽市三間通 436 番地の1 TEL 0238 (40) 3211 (代)

---